休業協定書

           と           とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

1. 休業の時期

休業は   年  ⽉  ⽇から   年  ⽉  ⽇までの間において、これらの⽇を含め、

 　　⽇間実施する。

２．休業の対象者

（１）対象となる部⾨等

（２）休業⽇の休業⼈数は概ね  ⼈とする。

（３）その他の事項

1. 休業⼿当の⽀払い基準

休業⽇に、次の基準により算定した⼿当を⽀払うものとする。

1. １⽇当たりの額の算定⽅法

   イ.⽉ごとに⽀払う賃⾦  ⽉額÷

ロ.⽇ごとに⽀払う賃⾦  その額

ハ.時間ごとに⽀払う賃⾦ 時間額×

（２）対象となる賃⾦

  （３）⽀給率

（４）その他の事項

1. 雑則

この協定は   年  ⽉  ⽇に発効し、   年  ⽉  ⽇に失効する。

   年  ⽉  ⽇

事業所名称   ㊞

事業主⽒名   ㊞

労働組合名   ㊞

労働者代表名   ㊞